

国民健康保険の資格情報のお知らせを同封しています

8月以降の医療機関受診はマイナ保険証をご利用ください。

《昨年度からの変更点》

保険証に代わり資格情報のお知らせを交付

資格情報のお知らせとは…

- マイナンバーカードを保険証として利用する(マイナ保険証)登録をされている方が自身の保険者番号や記号・番号など資格情報を確認するための書類です。お手元で保存してください。
※資格情報はマイナポータルでも確認できます。
- マイナ保険証がカードリーダーで読み込めないなど医療機関で利用できない場合、「資格情報のお知らせ(同封)」とマイナ保険証を併せて提示することで医療機関を受診できます。

★69歳以下で既に資格情報のお知らせが交付された方は、保険情報に変更がない場合、今回の送付はありません。
(紛失等の場合、再交付ができます。窓口でお手続きください。)

★次の①②の方は資格情報のお知らせに有効期限があります。

①令和8年7月31日までに70歳になる方

70歳になった翌月(1日が誕生日の方は誕生月)からは、資格情報のお知らせに自己負担割合(2割または3割)が表記されます。
新しい資格情報のお知らせは有効期限より前に郵送します。

②令和8年7月31日までに75歳になる方

75歳の誕生日からは、国民健康保険を脱退し、「後期高齢者医療保険」に加入することになります。
「後期高齢者医療保険」の資格確認書は有効期限より前に郵送します。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化について(越前市HP)



※保険税に未納がある方

特別な理由なく保険税を長期間滞納された場合には医療機関の窓口で全額自己負担となる「特別療養費(国民健康保険法第54条の3第1項又は第2項本文の規定による)」の支給対象となる場合があります。

【問合先】越前市窓口サービス課 保険年金室

電話番号 0778-22-3002 メールアドレス hokennenkin_ka@city.echizen.lg.jp

★職場の健康保険証に加入しているのに、この通知が届いた方は、国民健康保険の脱退手続きをお願いします。(代理人・郵送でも手続きができます。)
※マイナ保険証の方も脱退の手続きが必要です。

★**ご家族の職場の健康保険に被扶養者として加入できませんか？**

年収130万円未満(60歳以上の方は180万円未満)の方で、ご家族が職場の健康保険に加入している場合は、その健康保険に被扶養者として加入できる場合があります。

詳しくは、ご家族のお勤め先にご確認ください。

ご家族の健康保険に加入された場合は、国民健康保険の脱退手続きをお願いします。

手続き後、国民健康保険税の精算を行います。

【脱退手続き】

必要なもの①職場の健康保険加入がわかる書類の写し(資格確認書、資格情報のお知らせ等)

②越前市の国民健康保険証または資格確認書(資格情報のお知らせは返却不要)

手続き場所 越前市役所 ④保険・年金窓口、今立総合支所、各出張所

郵送の場合 〒915-8530(住所不要)越前市役所窓口サービス課保険年金室宛に、

①住所・氏名・連絡先・「国民健康保険を脱退する」と書いたもの

②職場の健康保険加入がわかる書類(資格確認書、資格情報のお知らせ等)の写し

③越前市の国民健康保険証または資格確認書

以上3点を同封して郵送してください。

【マイナ保険証のメリット】

・データに基づくより良い医療が受けられる

・手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除(非課税世帯の方が90日以上入院した場合の食事療養費の減額はマイナ保険証の場合も要申請)

・マイナポータルからe-Taxに連携することで確定申告時に医療費控除が簡単にできる

※マイナ保険証については同封のチラシをご覧ください。

【マイナ保険証の注意点】

マイナンバーカードの電子証明書の発行から5回目の誕生日までに電子証明書の更新手続きが必要です。

今年の健診の予約はお済みですか？

生活習慣病は、初期の自覚症状がほとんどなく、知らない間に進行する病気です。
通院している人でも、他の生活習慣病が隠れている場合があります。
年に1回は健診を受けましょう。

オレンジ色の封筒 または
はがきが届いていませんか？

社保加入者の受診率は8割

越前市国保加入者の健診受診率わずか3割

令和5年度国保加入者受診率(法定報告)

	男	女
65～74才	33.4%	37.9%
55～64才	22.7%	30.2%
40～54才	15.5%	21.3%

集団健診は完全予約制 ⇒ 健康増進課 0778-24-2221

医療機関で受診する場合は医療機関に事前の予約を

※集団健診の会場や日程については、市のホームページをご確認ください。

